

阪神高速道路株式会社における コンサルタント業務の 総合評価落札方式の試行について

阪神高速道路株式会社技術部技術開発グループ

アシスタントマネージャ 西岡 勉・主査 篠原 聖二

1. はじめに

阪神高速道路株式会社（以下「阪神高速」という）では、平成17年4月から施行された「公共工事の品質確保の促進に向けた法律」（品確法）に基づき、価格と品質で総合的に優れた公共工事の調達を目的に工事に対して総合評価落札方式を平成18年度から試行的に導入し、平成19年度から本格的な運用を開始している。コンサルタント業務についても、平成19年度から試行的な導入を開始した。本稿では、阪神高速のコンサルタント業務の総合評価落札方式の平成19年度の実施方針と試行結果の統計分析について紹介する。

2. コンサルタント業務の総合評価落札方式の実施方針

コンサルタント業務の総合評価落札方式は、業務の品質確保、技術提案の積極的な活用、ダンピングの防止などを目的に価格要素と技術要素の総合評価で落札者を決定する契約方式である。

評価方法には、技術力を点数化した技術評価点と入札価格を点数化した価格評価点を足し合わせて評価値を算出する加算方式と、技術評価点を入札価格で除して評価値を算出する除算方式があ

る。加算方式の評価値は、価格のみの競争では業務の品質低下が懸念される場合に技術力を評価し加味する指標である。除算方式の評価値は、Value for Money の考え方に基づく価格当たりの業務の品質を表す指標である。除算方式は入札価格が低いと評価値が累加的に大きくなる傾向があるのに対し、加算方式は技術評価点と価格評価点をそれぞれ評価するため技術力競争を促進すると考えられている。低価格による入札が頻発している現況においては加算方式の適用拡大が望ましいと考えられている¹⁾。

阪神高速では、より技術力の高い企業が受注可能となる加算方式をコンサルタント業務の総合評価落札方式に採用することとし、平成19年度の試行では技術評価点と価格評価点の割合を業務に要

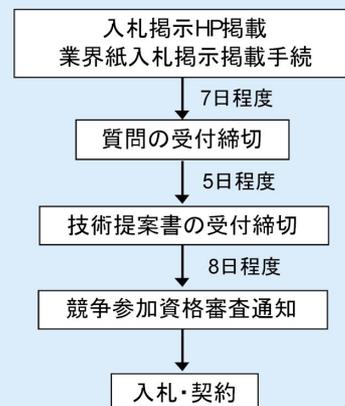


図 1 簡易公募型競争入札（総合評価落札方式）の入札・契約手続きの流れ

求される技術力のレベルで変動させることとした。なお、価格評価点は $A \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ で算出している。ただし、A は価格評価に配分する持ち点である。

総合評価落札方式の一例として、簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）の入札・契約手続きの流れを図 1 に示す。参加表明書の提出・審査を技術提案書の提出・審査に含め、手続きを簡略化した例である。また、技術評価項目、評価の着目点、判断基準の例を表 1 に示す。技術者の資格要件、専門技術力（業務執行技術力）、専任性、情報収集力、および業務の実施方針・実施手順などにより技術評価を行うこととした。

3. 平成19年度の試行結果の統計分析

平成19年度に簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）で37件のコンサルタント業務を契約した。37件の業務内容の分類を図 2 に示す。設計業務が43%、調査業務が27%、検討業務が24%、その他6%である。業務内容別の技術評価点と価格評価点の割合を図 3 に示す。試行のため技術評価点と価格評価点の割合を業務に要求する技術レベルにより変動させている。設計業務、検討業務で技術評価点の割合が高くなる傾向が出ている。調査業務には、地質調査や交通量調査などの定型的業務が多く含まれるため、設計業務、検討業務に比べて技術評価点の割合が相対的に低くなっていると考えられる。

業務内容別の平均入札参加者数を図 4 に示す。調査業務が9.7件と最も多い。調査業務には、前述の定型的業務が多いため入札参加者数が他の内容の業務より多くなったと推測できる。

技術評価点、価格評価点、両者の和である総合評価点の総合計点に対する得点率を示す。設計業務、検討業務、調査業務の各入札者の得点率の例をそれぞれ図 5～7 に示している。横軸の A～M は各入札者を表し、技術評価点の高い順にアルファベット順に並べ

表 1 技術評価項目、評価の着目点、判断基準の例

評価項目	評価の着目点		判断基準
資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する（注） ①技術士資格（総合監理部門または建設部門）を有する ②RCCM を有する なお、上記以外の場合は選定しない
専門技術力	業務執行技術力	配置予定技術者の過去10年間の同種または類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する ①同種業務の実績が2件以上ある ②同種業務の実績が1件ある ③類似業務の実績が2件以下である なお、業務実績がない場合は選定しない 以下の場合には加算点を付加する 同種・類似業務について、業務成績評価が75点以上の業務が存在する
専任性	専任性	手持ち業務金額および数（特定後未契約のものを含む）	下記の順位で評価する ①すべての手持ち業務の契約金額が、2億円以内または手持ち業務の件数が5件以内 ②すべての手持ち業務の契約金額が、3億円以内または手持ち業務の件数が7件以内 なお、すべての手持ち業務の契約金額が、4億円以上または手持ち業務の件数が10件以上の場合には選定しない
情報収集力	情報収集力	「同種・類似業務」に関連する分野における論文発表実績	下記の順位で評価する ①過去5年間に「同種業務」に関連する社団法人土木学会等の公的な機関の論文発表の実績がある ②過去5年間に「類似業務」に関連する公的な機関の論文発表の実績がある
実施方針・実施手順等			業務目的、内容の理解度が高く、業務実施体制・手順、実施方針が優秀で取り組み意欲が強く感じられる場合に優位に評価する
（注）外国資格を有する技術者（わが国およびWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者については、あらかじめ技術士相当またはRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。			

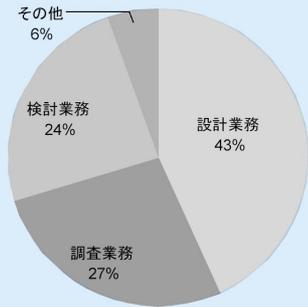


図 2 簡易公募型競争入札(総合評価落札方式)で試行した37件のコンサルタント業務の内容分類

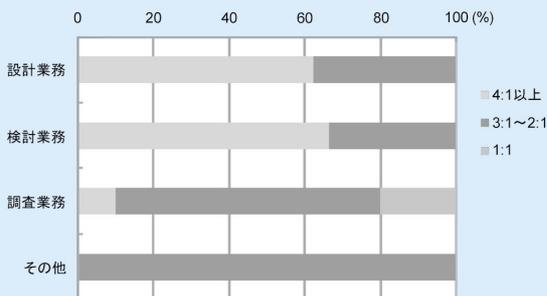


図 3 業務内容別の技術評価点と価格評価点の割合(凡例は、技術評価点:価格評価点の比を表す)

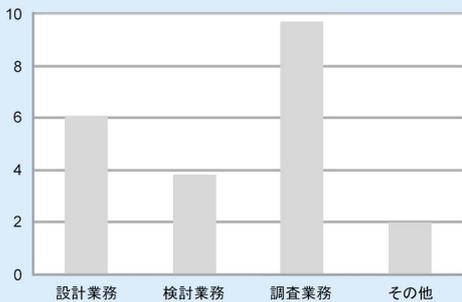


図 4 業務内容別の平均入札参加者数

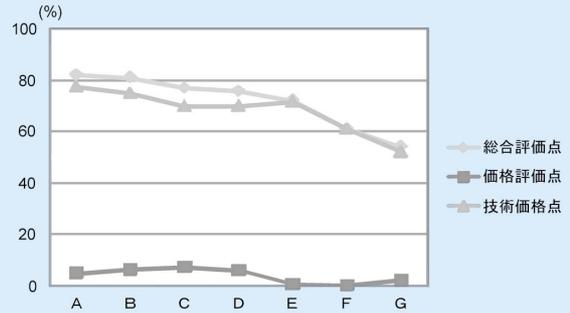


図 5 技術評価点, 価格評価点, 総合評価点の得点率(設計業務の一例)

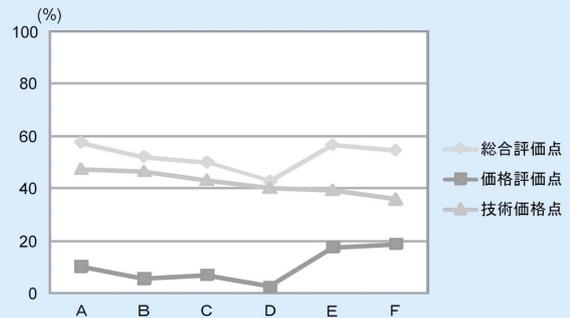


図 6 技術評価点, 価格評価点, 総合評価点の得点率(検討業務の一例)

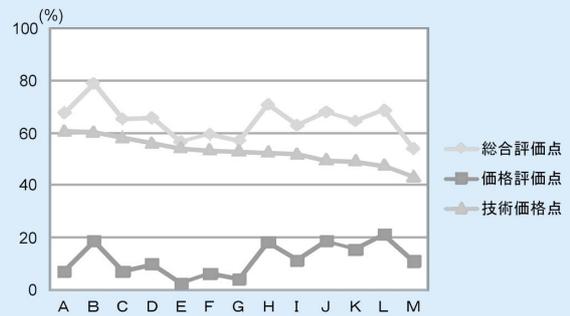


図 7 技術評価点, 価格評価点, 総合評価点の得点率(調査業務の一例)

ている。

図 5 に示した設計業務は、技術評価点：価格評価点 = 4 : 1 で 7 社の応募があった事例である。A 社が技術評価で 1 位であり、価格評価も加えた総合評価でも A 社が 1 位となり落札した。技術評価点：価格評価点 = 4 : 1 では技術評価点の占める割合が高いため、技術評価の高い企業が総合評価も高くなる傾向が見える。

図 6 に示した検討業務は、技術評価点：価格評価点 2 : 1 で 6 社の応募があった事例である。技術評価で 1 位の A 社が総合評価でも 1 位で落札しているが、E 社を見ると技術評価で 5 位であるが、総合評価で 2 位に順位を上げている。

技術評価点の占める割合が小さくなると価格競争性が増してくる傾向が見える。

図 7 に示した調査業務は、技術評価点：価格評価点 2 : 1 で 13 社の応募があった事例である。技術評価で 2 位の B 社が価格評価を足し合わせた総合評価で 1 位となり落札した。技術力競争と価格競争の両者が行われた結果、価格評価により技術評価時点の順位を逆転した例である。

業務内容別の総合計点に対する落札者の得点率を図 8 に示す。設計業務、検討業務と比較して、調査業務の得点率が若干低くなっている。また、調査業務の得点率の内訳に着目すると、価格評価点の割合が設計業務、検討業務に比べて少し

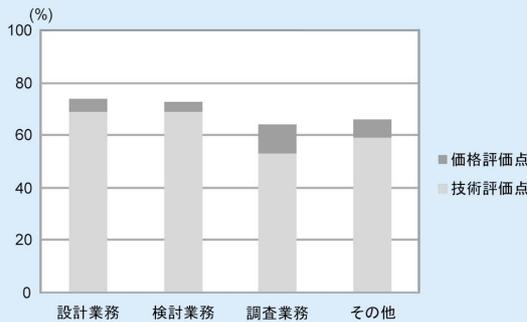


図 8 業務内容別の落札者の得点率

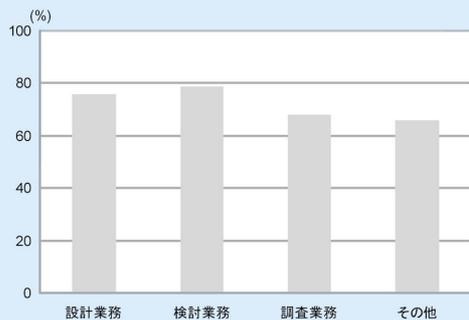


図 9 業務内容別の平均落札率

大きい。図 3 に示した調査業務の価格評価点の割合が他の内容の業務より大きくなっているためと考えられる。

全37件の業務内容別の平均落札率を図 9 に示す。検討業務、設計業務の平均落札率が高く、調査業務、その他業務の平均落札率が少し低い。調査業務の平均落札率が低いのは、図 4 に示した平均入札参加者数が多いこと、定型的業務が多く企業努力でコスト縮減が可能であることなどが要因と考えられる。

技術評価点と価格評価点の割合別の平均落札率を図 10 に示す。技術評価点：価格評価点 = 1：1 の平均落札率が82%で最も高いが、2件の平均値であり統計上の信頼性は高くない。技術評価点：価格評価点 3：1～2：1 の平均落札率は68%であり、技術評価点：価格評価点 = 4：1 以上の平均落札率79%より低く、技術評価点の割合の低い方が落札率が低くなる傾向が見られる。

落札者の技術評価時点から総合評価時点の順位の変動状況を図 11 に示す。全37件の内、73% (27件) が技術評価1位 総合評価1位であった。価格評価で技術評価時点の順位が逆転したケ

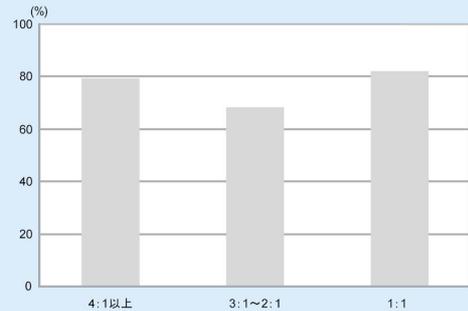


図 10 技術評価点と価格評価点の割合別の平均落札率 (横軸の凡例は、技術評価点：価格評価点の比を表す)

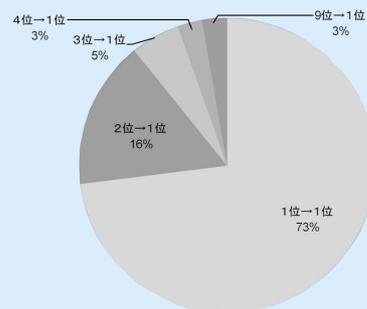


図 11 落札者の技術評価時から総合評価時の順位の変動状況

ースが27%あり、その内の16% (6件) が技術評価2位 総合評価1位、5% (2件) が技術評価3位 総合評価1位、3% (1件) が技術評価4位 総合評価1位、3% (1件) が技術評価9位 総合評価1位であった。

4. おわりに

阪神高速において、コンサルタント業務の総合評価落札方式を平成19年度に試行した。本稿では、その実施方針と試行結果の統計分析について紹介した。簡易公募型競争入札方式 (総合評価落札方式) によるコンサルタント業務37件の試行であったが、今後の本格的な運用に向けて貴重なデータが得られたと考えている。

【参考文献】

- 1) 国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設マネジメント技術研究室：総合評価方式使いこなしマニュアル～公共工事事確法をふまえて～第2版，pp.32-33，2007.3，(<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/index.htm>)